



## 目的

新型コロナウイルス感染症により、影響を受けている中小企業自らが、事業継続、新商品の開発、業態変換等に取り組む際、市が委託する中小企業診断士による支援を受け事業計画を策定。その後、具体的な取り組みを展開していく場合、中小企業者が策定した事業計画の実現に必要なコンサルタント等のアドバイザーの支援を受けていくための費用の一部を助成する。

## I. 中小企業診断士による無料相談

### ▽業務概要

- ①受付業務
- ②中小企業診断士による相談業務
- ③事業計画策定支援
- ④計画実現のための専門家のアレンジ支援
- ⑤業務全体の管理(品質、進捗)

### ▽相談業務について

相談業務については、各事業者にあった形で、出張したりしながら中に入りながらアドバイスを行う。(伴走型支援)

(例:最初は対面の面談を行い2回目から現地で行う)  
(全4回を想定)

### ▽目指すゴール

事業計画の策定から計画実現をワンストップで支援

※事業計画の実現のため、本事業終了後の認定支援機関のサポート体制が必要。(事業スキームの外)

## II. 事業者への補助

### ▽事業概要

左記相談業務にて作成された事業計画実現のため、個別のアドバイザーを依頼することに係る費用に対し補助する。(R3年度支払分に限る)

補助率1/2 上限300,000円/件

補助対象者 中小企業基本法第2条第1項に規定する  
中小企業者

### ▽必要書類

- ①申請書
- ②左記相談業務にて作成された事業計画の写し
- ③個別に依頼するアドバイザーに係る費用が分かるもの(契約書、見積書等の写し)
- ④事業計画実現のために支援を受ける専門家等に係る費用を支払ったことが分かる書類の写し(領収書の写し)
- ⑤市税の未納がないことを明らかにする書類

※専門家等との契約に対して支払う補助金なので成果報告、実績報告は求めるものではない。

連動した  
支援体制

## 事業スキーム

